

射水市教育委員会 8 月定例会次第

日 時 平成 29 年 8 月 24 日 (木)
午前 10 時
場 所 庁舎会議室 401

1 会議録の承認

2 事務局長の報告

- (1) 射水市議会 9 月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成 29 年度 9 月補正予算について 資料 2

3 協議事項

- (1) 教育に関する事務の点検・評価報告書 (平成 28 年度分) について
【学校教育課、生涯学習・スポーツ課】 資料 3
- (2) 射水市いじめ防止基本方針の改定について【教育センター】 資料 4

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 平成 29 年度マイサポーター制度の実施状況について【学校教育課】 資料 5
- (2) 「気がかりポスト」の取組状況について【学校教育課】 資料 6
- (3) 第 38 回北信越中学校総合競技大会等結果報告【学校教育課】 資料 7
- (4) 教育委員会行事予定 資料 8

5 その他

- ※ 次回教育委員会の開催日時について
月 日 () 時 分

平成29年9月射水市議会定例会会期日程 (案)

会期23日間

8月31日(木)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 決算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第6 各議案の委員会付託 日程第7 決算特別委員会正副委員長の互選結果報告
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
9月 1日(金)			議案調査日
9月 2日(土)			休 会
9月 3日(日)			休 会
9月 4日(月)			議案調査日
9月 5日(火)			議案調査日
9月 6日(水)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
9月 7日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
9月 8日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問 (予備日)
	本会議終了後	委員会	議会基本条例に関する特別委員会
9月 9日(土)			休 会
9月10日(日)			休 会
9月11日(月)	午前10時	委員会	決算特別委員会 (一般会計)
9月12日(火)	午前10時	委員会	決算特別委員会 (特別会計)
9月13日(水)	午前9時	委員会	決算特別委員会 (病院事業会計)
	午後1時30分	委員会	決算特別委員会 (水道・下水道事業会計)
9月14日(木)	午前10時	委員会	決算特別委員会 (全会計)
9月15日(金)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月16日(土)			休 会
9月17日(日)			休 会
9月18日(月)			休 会
9月19日(火)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
9月20日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
9月21日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月22日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示 8月23日(水) 10時00分 議会運営委員会
13時30分 全員協議会(議案説明)
発言通告日 代表質問 9月 1日(金) 午後1時
一般質問 9月 4日(月) 午後1時

※ 9月8日(金)の一般質問は質問者が多い場合の予備日とする。

平成29年度9月一般会計補正予算（案）説明書

1 歳入の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
14 款 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金	987	放課後児童健全育成事業費
15 款 県支出金 放課後児童健全育成対策事業費補助金	759	放課後児童健全育成対策事業費補助金
実践的安全教育総合支援事業委託金	465	実践的安全教育総合支援事業委託金
17 款 寄附金 小学校事業寄附金	300	寺崎敏夫氏 指定寄附200千円 (株)メディカルケア 指定寄附100千円

2 歳出の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
3 款 民生費 放課後児童健全育成事業費	2,505	放課後児童クラブ運営委託料
10 款 教育費 学校図書館活動推進費	300	指定寄附による図書購入（大島小、堀岡小）
学校管理費	465	緊急地震速報受信システム整備（片口小）
学校管理費	14,600	射北中学校グラウンド改修工事に伴う鉋さい等の掘削残土処分費
スポーツ施設維持管理費	2,250	小杉総合体育センター大アリーナ走路防水修繕費

射水市いじめ防止基本方針

(改定案)
見え消し版

平成26年5月1日
(平成29年9月〇日改定)

射水市教育委員会

赤字…「いじめの防止等のための基本方針」の改定に関わる改定部分
青字…「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」による改定部分
緑字…その他の根拠による改訂部分
紫字…語句の訂正等による改定部分

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、児童等*¹に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係*²にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*³を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1… 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒*については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 ※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により被災した児童生徒など
- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの対処

- ① いじめを認識した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市が実施する施策

(1) いじめ防止に向けた組織等の設置（法第14条関係）

- 「いじめ問題対策連絡会議」の設置（法第14条第1項関係）
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、PTA、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成射水市民会議、教育相談室相談員、ソーシャルワーカー、学識経験者等の代表者により構成される「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置する。

(2) 市が地方公共団体として実施する施策

- ① 財政上の措置（法第10条関係）
 - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
 - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ③ 学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携（法第17条）
 - いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
 - 「いじめをなくす射水市民五か条」を全家庭へ配布するとともに、学校の全教室に掲示し、日常生活指導に活用することによって、市民総ぐるみで心身ともに健やかな子供の育成に取り組み、いじめが起きにくい風土の醸成に努める。
 - いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応ができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。
 - 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を推進する。
 - より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。
- ④ 県教育委員会との連携（法第17条関係）
 - 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、小中学校におけるいじめの防止等に活用できるよう県教育委員会と連携を図る。
- ⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進（法第19条関係）
 - 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組や情報モラルを身につけさせるための教育の充実を通して、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ⑥ 人材の確保及び教職員の資質の向上（法第18条関係）
 - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努める。

- 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の確保等必要な措置を講ずるように努める。

⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進（法第20条関係）

- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。

- 「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を適宜開催し、学校における、いじめ防止等の対策の取組事例等の共有を図るとともに、学校、家庭、地域等が抱える問題等に対応する効果的な取組を検討する。

⑧ 広報・啓発活動（法第21条関係）

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援に努める。

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(3) 小中学校の設置者として実施する施策

① いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条関係）

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。

- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を実施するよう、取組を促す。
 - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。
 - 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、当該学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。
 - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、教育相談員等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。
 - いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- ③ いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）
- いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

2 小中学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）
- 学校は、国の基本方針及び市の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
 - 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下、「事案対処」という。）などいじめ防止等全体に係る内容を定める。
 - 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留

意する。

- 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条関係）

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は各学校の判断による。）

なお、本組織の役割は、主に以下のとおりである。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

- 学校間においては、中学校区健全育成会議（協議会）を設置し、各学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が一体的に行われるように努める。

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止（法第15条関係）

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見（法第16条関係）

- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置（法第23条関係）

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第3 重大事態への対処

1 市教育委員会又は小中学校による調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害^{*1}が生じた疑いがあると認めるとき」、また「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する^{*2}ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1… 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
○ 児童生徒が自殺を企画した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合
などである。

※2… 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 被害児童生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、小中学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。
- 県の支援の必要がある場合は、県教育委員会に報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために行う。
- 小中学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- 調査の主体は、小中学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合が考えられる。
 - ※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、小中学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、小中学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
 - 小中学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する小中学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ⑤ 調査を行うための組織
- 教育委員会又は小中学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。
 - ※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - 教育委員会が調査主体となる場合、必要に応じて「附属機関」を設置し、調査を行うための組織とする。
 - 小中学校が調査主体となる場合、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。
 - いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 調査の実施は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。

- 調査を実施するに当たり、教育委員会・小中学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- 教育委員会又は小中学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査により把握した情報の記録は、市の文書管理規則に基づき適切に保存する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- 教育委員会又は小中学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。
- 情報の提供に当たっては、教育委員会又は小中学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒保護者と確認する。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- 教育委員会は、小中学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

小中学校に係る調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会を通じて市長に報告・説明する。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

教育委員会は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置（法第30条関係）

(1) 市長による再調査

① 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

② 再調査実施の判断

以下に掲げる場合は、再調査の実施について検討する。

○ 当初調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。

○ 当初調査において、事前に当事者や保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。（これまでの経緯や事案の特性から当初調査の継続が困難となった場合を含む）

○ 当該事案における学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。（当初調査の報告が今後の再発防止に資する内容となっていない場合を含む）

○ 当初調査における、調査組織の委員の公平性・中立性や、調査方法の客観性に疑義がある場合。

※ただし、上記の場合に、当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

③ 市長によるいじめ再調査委員への事前参考意見聴取

市長が再調査を判断する際の参考とするため、「いじめ再調査委員会」の委員に対し、再調査の必要性について意見を聴取することができる。

④ 調査結果の提供

市長は、再調査について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があり、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 小中学校の場合、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

※ 「必要な措置」としては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を想定する。

- ② 小中学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 市は、小中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

射水市いじめ防止基本方針の改定について【主な改定事項】

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
1 基本理念(略)	1 基本理念(略)	1 基本理念(略)
2 いじめの定義	2 いじめの定義	2 いじめの定義
	(中略)	(中略)
P2	<p>○ いじめが「解消している」状態の判断 単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。</p> <p>①いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p>	<p>○ いじめ解決の判断 いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。</p>
P2	<p>○ いじめが起きた集団への働きかけ いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。</p>	
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3 いじめの防止等に関する基本的考え方
(1)いじめの未然防止	(1)いじめの未然防止	(1)いじめの未然防止
	①～⑥ (略)	①～⑥ (略)
P3	<p>⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒※については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。 ※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により被災した児童生徒など</p>	(新設)
	⑧ (略)	⑦ (略)

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
	(2)いじめの早期発見(略)	(2)いじめの早期発見(略)
	(3)いじめの対処(略)	(3)いじめの対処(略)
	(4)地域や家庭との連携(略)	(4)地域や家庭との連携(略)
	(5)関係機関との連携(略)	(5)関係機関との連携(略)
	第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
	1 市が実施する施策	1 市が実施する施策
	(1)いじめ防止に向けた組織等の設置(法第14条関係)	(1)いじめ防止に向けた組織等の設置(法第14条関係)
P5	○「いじめ問題対策連絡会議」の設置(法第14条第1項関係) 学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、PTA、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成射水市民会議、教育相談室相談員、ソーシャルワーカー、学識経験者等の代表者により構成される「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置する。	○「いじめ問題対策連絡会議」の設置 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成射水市民会議、教育相談室相談員、ソーシャルワーカー、学識経験者等の代表者により構成される「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置する。
	(2)市が地方公共団体として実施する施策	(2)市が地方公共団体として実施する施策
	①～②(略)	①～②(略)
P5	③(中略) ○(略) ○「いじめをなくす射水市民五か条」を全家庭へ配布するとともに、学校の全教室に掲示し、 <u>日常生活指導致に活用することによって、市民総ぐるみで心身ともに健やかな子供の育成に取り組み、いじめが起きにくい風土の醸成に努める。</u> ○(略) ○(略) ○(略)	③(中略) ○(略) (新設) ○(略) ○(略) ○(略)
	④(略)	④(略)
P5	⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進(⑦も同様) ○ 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組や情報モラルを身につけさせるための教育の充実を通して、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。	⑤ インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進 ○ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組を通して、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を充実する。
	⑥(略)	⑥(略)
P6	⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進 ○ いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。 ○「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を適宜開催し、学校における、いじめ防止等の対策の取組事例等の共有を図るとともに、学校、家庭、地域等が抱える問題等に対応する効果的な取組を検討する。	⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進 ○ いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。 (新設)

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
P6	⑧(略) ○(略) ○(略) ○ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。	⑧(略) ○(略) ○(略) (新設)
(3)小中学校の設置者として実施する施策		(3)小中学校の設置者として実施する施策
P6・7	①(略) ○(略) ○ いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自 主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。 ○全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を実施するよう、取組を促す。 ○(略) ○ 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。	①(略) ○(略) ○ いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自 主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。 (新設) ○(略) ○ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
P7	②(略) ○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、当該学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。 ○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、教育相談員等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。 ○ いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。	②(略) ○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。 ○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。 (新設)
P7	③(略) ○ いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。	③(略) ○ いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
2 小中学校が実施すべき施策	2 小中学校が実施すべき施策	2 小中学校が実施すべき施策
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
P7-8	<p>①(略)</p> <p>○ 学校は、国の基本方針及び市の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。</p> <p>○ 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処(以下、「事案対処」という。)などいじめ防止等全体に係る内容を定める。</p> <p>○ 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>○ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p>	<p>①(略)</p> <p>○ 学校は、国の基本方針及び市の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。</p> <p>○ 学校基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめ防止等全体に係る内容を定める。</p> <p>○ 学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を得て、地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>○ 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。</p>
P8	<p>②(略)</p> <p>○(略)</p> <p>なお、本組織の役割は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくりを行う役割 ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割 ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ・ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割 ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割 ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割 ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 <p>○ 学校間においては、中学校区健全育成会議(協議会)を設置し、各学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が一体的に行われるように努める。</p>	<p>②(略)</p> <p>○(略)</p> <p>なお、本組織の役割は、主に以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 <p>(新設)</p>

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
(2)いじめ防止等に関する措置		(1)学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
P8・9	<p>①(略)</p> <p>○ いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。</p> <p>○(略)</p> <p>○ 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p>	<p>①(略)</p> <p>○ いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。</p> <p>○(略)</p> <p>(新設)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p>
P9	<p>②(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○ 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。</p>	<p>②(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>(新設)</p>
P9	<p>③(略)</p> <p>○ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。</p> <p>○ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。</p> <p>○ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>○ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p> <p>○(略)</p>	<p>②(略)</p> <p>○ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○(略)</p>

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
第3	重大事態への対処	第3 重大事態への対処
1	市教育委員会又は小中学校による調査(法第28条関係)	1 市教育委員会又は小中学校による調査(法第28条関係)
(1)	重大事態の発生と調査	(1)重大事態の発生と調査
P10 11 12	<p>①(中略) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。</p> <p>②(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④ 調査の趣旨及び調査主体 ○ 調査は、<u>事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るため</u>に行う。 ○(略) ○(略) ○(略)</p> <p>⑤ 調査を行うための組織 ○(略) ○(略) ○ 小中学校が調査主体となる場合、<u>学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする</u>事案によっては、<u>新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。</u> ○ <u>いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。</u></p> <p>⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施 ○(略) ○ 調査の実施は、<u>被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。</u> ○(略) ○(略) ○ <u>調査により把握した情報の記録は、市の文書管理規則に基づき適切に保存する。</u></p>	<p>①(中略) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと判断する。</p> <p>②(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④ 調査の趣旨及び調査主体 ○ 調査は、<u>重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため</u>に行う。 ○(略) ○(略) ○(略)</p> <p>⑤ 調査を行うための組織 ○(略) ○(略) ○ 小中学校が調査主体となる場合、<u>学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施 ○(略) (新設) ○(略) ○(略) (新設)</p>

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
	(2)調査結果の報告	(2)調査結果の報告
P12	<p>①調査結果の提供</p> <p>○(略)</p> <p>○ 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>○ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒保護者と確認する。</p> <p>○ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。</p> <p>○(略)</p> <p>② 調査結果の報告</p> <p>小中学校に係る調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会を通じて市長に報告・説明する。</p> <p>①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。</p> <p>教育委員会は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。</p>	<p>①調査結果の提供</p> <p>○(略)</p> <p>(新設)</p> <p>○(略)</p> <p>○(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新説)</p> <p>○(略)</p> <p>② 調査結果の報告</p> <p>小中学校に係る調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。</p> <p>①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。</p>

項目 該当ページ	改訂後	改訂前
	2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置(法第30条関係)	2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置(法第30条関係)
	(1)市長による調査	(1)市長による調査

P13	<p>①(略)</p> <p>② 再調査実施の判断 以下に掲げる場合は、再調査の実施について検討する。 ○ 当初調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。 ○ 当初調査において、事前に当事者や保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。(これまでの経緯や事案の特性から当初調査の継続が困難となった場合を含む) ○ 当該事案における学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。(当初調査の報告が今後の再発防止に資する内容となっていない場合を含む) ○ 当初調査における、調査組織の委員の公平性・中立性や、調査方法の客観性に疑義がある場合。 ※ただし、上記の場合に、当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。</p> <p>③ 市長によるいじめ再調査委員への事前参考意見聴取 市長が再調査を判断する際の参考とするため、「いじめ再調査委員会」の委員に対し、再調査の必要性について意見を聴取することができる。</p> <p>④(略)</p>	<p>①④を合わせた文(月記(略))</p> <p>②(新設)</p> <p>③(新設)</p>
	(2)再調査の結果を踏まえた措置等	(2)再調査の結果を踏まえた措置等
P13・14	<p>①(略)</p> <p>②(略)</p>	<p>①(略)</p> <p>②(略)</p>
第4	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
P14	<p>1(略)</p> <p>2(略)</p>	<p>1(略)</p> <p>2(略)</p>

平成29年度マイサポーター制度の実施状況について

学校教育課

1 実施方法について

- ア 学校独自の生活アンケート等に盛り込む …………… 16校 (小13、中3)
- イ マイサポーター専用の記入用紙を作成し
配布または設置 …………… 2校 (中2)
- ウ ア+イの方法で実施 …………… 3校 (小2、中1)

2 実施状況の詳細について

<小学校>

	児童数	マイサポーターを指名した児童数	児童数に対する割合	実際に面談等を受けた児童数	マイサポーターを指名した児童に対する割合
1年生 (H28)	743人 (832)	57人 (54人)	7.7% (6.5%)	8人 (18人)	14.0% (33.3%)
2年生	832人 (820)	89人 (72人)	10.7% (8.8%)	12人 (7人)	13.5% (9.7%)
3年生	816人 (875)	101人 (40人)	12.4% (4.6%)	11人 (4人)	10.9% (10.0%)
4年生	853人 (850)	70人 (54人)	8.2% (6.4%)	3人 (7人)	4.3% (13.0%)
5年生	857人 (865)	65人 (49人)	7.6% (5.7%)	8人 (5人)	12.3% (10.2%)
6年生	860人 (863)	57人 (37人)	6.6% (4.3%)	6人 (10人)	10.5% (27.0%)
特支級	91人 (84)	7人 (10人)	7.7% (11.9%)	3人 0人	42.9% (0.0%)
合計	5052人 (5189)	446人 (316人)	8.8% (6.1%)	51人 (51人)	11.4% (16.1%)

<中学校>

	生徒数	マイサポーターを指名した生徒数	生徒数に対する割合	実際に面談等を受けた生徒数	マイサポーターを指名した生徒に対する割合
1年生	858人 (879)	407人 (321人)	47.4% (36.5%)	53人 (28人)	13.0% (8.7%)
2年生	843人 (917)	423人 (341人)	50.2% (37.2%)	35人 (18人)	8.3% (5.3%)
3年生	914人 (950)	404人 (353人)	44.2% (37.2%)	41人 (27人)	10.1% (7.6%)
特支級	40人 (36)	17人 (4人)	42.5% (13.8%)	1人 (0人)	5.9% (0.0%)
合計	2655人 (2782)	1251人 (1019人)	47.1% (36.6%)	130人 (73人)	10.4% (7.2%)

「気がかりポスト」の取組状況について

学校教育課

1 学校名	射水市立小中 学校		
	小中学校	小学校	中学校
2 「気がかりポスト」に委嘱した教職員数	58 名	38 名	20 名
3 「気がかりポスト」の取組状況について ・「気がかりポスト」に集約された情報(事案)の件数	414 件	325 件	89 件
4 「気がかりポスト」と担当者との連携について			
(1) 「気がかりポスト」と情報(事案)の担当者とは連携(相談や打合せ、ケース会議)した件数	304 件	216 件	88 件
(2) (1)のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった件数	259 件	196 件	63 件
5 「気がかりポスト」または担当者の対応について <(1)~(9)については重複可>			
(1) 3のうち、「気がかりポスト」または担当者が、実際に児童生徒に対応した件数	211 件	140 件	71 件
(2) (1)のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった件数	168 件	120 件	48 件
(3) (2)の代表的な一事案の具体(簡単に記述)	別紙1 参照		
(4) 3のうち、「気がかりポスト」または担当者が、実際に保護者に対応した件数	109 件	75 件	34 件
(5) (4)のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった件数	90 件	70 件	20 件
(6) (5)の代表的な一事案の具体(簡単に記述)	別紙2 参照		
(7) 3のうち、「気がかりポスト」または担当者が、実際に外部(保護者以外)に対応した件数	17 件	11 件	6 件
(8) (7)のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった件数	7 件	6 件	1 件
(9) (8)の代表的な一事案の具体(簡単に記述)	別紙3 参照		

別紙1 「『気がかりポスト』または担当者の対応について 5-(3)」

5-(3) ・「気がかりポスト」または担当者が実際に児童生徒に対応した事案のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった代表的な事例

【小学校】

1	② 勉強や委員会等で負担を感じて、しばしば腹痛を訴える児童に対し、ゆっくりと話を聞いた。そうすることで、腹痛の原因が何か分かり、担任や養護教諭、SSW、保護者と対応を共通理解することができた。
2	③ 2年生と4年生の男子児童数名が、帰宅後、保護者に言わずにお金を持ち出し、自動販売機で飲み物やお菓子を買い、おごったりおごられたりしていた。気がかりポストと担当者が、当該児童から事実を確認・指導し、保護者への連絡を行い、問題の拡大を防ぐことができた。
3	④ 3～6年生の児童が下校時にジャンケンで負けた児童がランドセルを持って行くという遊びをしていた。半ばゲーム感覚で行っていたが、常習的になる前に気がかりポストに情報が入った。関わった児童だけでなく、6年生全体にも指導し、いじめ等に発展するのを未然に防ぐことができた。
4	⑤ 5年生が休み時間にしていたサッカーゲームで負けたことに腹を立て、教室で壁や物に当たっていた。落ち着かせるために気がかりポストが別室で話を聞いた。
5	⑥ 発達障害の傾向が見られる児童が、友達とトラブルになることが度々あったが、気がかりポストに当該児童の情報が集約される体制となったことで、トラブルを回避できることが増えた。
6	⑦ 高学年女児の人間関係上のトラブル
7	⑧ 町別児童会の際に、2年生の児童が上級生の児童(5年、6年)2名から、「地区の行事に参加するな」と言われて辛い思いをしたという情報が入った。該当地区の児童を集めて事情を聞いたところ、2年児童に嫌なことを言った児童によると、昨年のクリスマス会で2年児童に嫌なことを言われたり、棒でつかれたりするなど、嫌な思いをさせられたことが今回の発言につながったようであった。上級生として、もう少し寛容な態度で下級生に接するように指導した。今後は互いに言動に気を付け、仲よく活動に取り組むことを約束した。
8	⑨ 6年女児の靴が隠された事案において、児童の訴えを聞いた養護教諭から相談を受けて対応した。教職員総出で探したが見つからず、担任が帰宅した児童一人一人に電話で連絡したところ、同級生の男児がイタズラで隠したことが分かった。
9	⑩ 不登校傾向の6年児童は、登校しても教室に入ることがなかなかできない。登校した時には、気がかりポストと話をすることが多く、情報を担任に伝えている。今後のことについて本人と話をした結果、適応指導教室に通う予定となった。
10	⑪ 日直当番が、下校後の校舎内を巡回していたところ、教室内の黒板に翌日の1限目から6限目まで「ゲーム」と落書きがしていること見付け、気がかりポストに報告した。他にも同じような落書きがあることが分かったので、気がかりポストが翌日の朝の会で、先生方がみんな心配していることを話したところ、それ以来黒板への落書きはなくなった。
11	⑫ 登校バス内でのトラブルの情報から、バス通学児童全員への指導を行い、トラブルが広がらないように未然防止を図った。
12	⑬ 人間関係について悩みをもっていた児童の話をじっくりと聞く場を設けた。
13	⑭ 登校中2日続けて、ある家の2階から写真を撮られるという情報が入ったので、関係者で話し合い警察に連絡した。警察がその家の住人及び勤務先等を確認し、直接本人に指導したことで、大きな事件となることなく解決した。

【中学校】

1	② 2年女子生徒が、自分の机に「死ね」と落書きされたと訴えてきたので、担任が学級全体に指導し担任や学年主任、マイサポーター等関係教師で見守った。数日後、再び「死ね、きえろ」との落書きがあると訴えてきたが、自作自演であることが分かった。
2	③ 4月当初、奇声を発したり立ち歩いたりして授業に集中できない1年男子生徒について、教科担任から気がかりポストに相談があり、相談の結果、学年主任が男子生徒との面談を繰り返すことで授業態度の改善につながった。
3	④ 生徒から部活動内における人間関係の問題について相談を受け、適切に対応し解決した。
4	⑤ 卒業生による在校生への迷惑行為の強要があるという情報が入り、担当者と打合せた上で保護者同士で連絡を取り合い、事実確認や防止策について話あってもらった。
5	⑥ 部活動を休みがちだった生徒に対し、気がかりポストの働きかけにより担任が面談をしたところ、人間関係に悩んでいることが分かったので、担任・学年主任・マイサポーター・気がかりポストが役割を分担し、関係生徒との面談を繰り返して関係の改善に努め、問題を解決することができた。

別紙2 「『気がかりポスト』または担当者の対応について 5-(6)」

- 5-(6) ・「気がかりポスト」または担当者が実際に保護者に対応した事案のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった代表的な事例

【小学校】

1	② 勉強や委員会等で負担を感じて、しばしば腹痛を訴える児童に対し、ゆっくりと話を聞いた。そうすることで、腹痛の原因が何かが分かり、担任や養護教諭、SSW、保護者と対応を共通理解することができた。(再掲)
2	③ 2年生と4年生の男子児童数名が、帰宅後、保護者に言わずにお金を持ち出し、自動販売機で飲み物やお菓子を買ひ、おごったりおごられたりしていた。気がかりポストと担当者が、当該児童から事実を確認・指導し、保護者への連絡を行い、問題の拡大を防ぐことができた。(再掲)
3	④ 4年男児が同じ学級の女児の足を繰り返し踏むという事案が発生した。女児の父親が男児の父親に苦情を申し立てた。男児が女児に謝罪をし、その後男児の様子について担任と家庭が連携を密にし情報交換しながら見守っている。
4	⑤ 登校を渋っている5年生についてのケース会議を開き、全校体制での取組を共通理解すると共に、保護者とも今後の対応について話し合い協力して取り組んだ結果、児童は登校できるようになった。
5	⑥ 授業中、教室を出て行ってしまったことがあった児童の保護者に対して、気がかりポストが集約した情報を伝えることができた。
6	⑦ 高学年女児の人間関係上のトラブル。(再掲)
7	⑧ 保護者から「家庭のタブレットに、数名の児童のトラブルの様子が写った動画が入っていて心配だという情報が入った。関係児童に事情を聞いた後、「ケンカをしていたら止めること」「暴力は振るわないこと」「トラブルの様子を面白がって撮影しないこと」等について指導した。関係児童の保護者に来校してもらい、詳細について伝え、今度の対応について説明し了解を得た。
8	⑨ 落ち着きがなく自分の思いをうまく伝えられないA児とすぐに出してしまうB児の間でトラブルが頻繁に発生した。A児の母親は子どもの言うこと真に受けており事実と違うため、担任が母親の対応に悩み、気がかりポストに相談してきたので、母親への対応の仕方について助言をした。
9	⑩ 外国籍の1年児童は、学校のルールを守ることがなかなかできず、授業中に落ち着いて学習できないことが多かった。また、日本語の理解も十分ではないので、他の児童とのトラブルもおおかった。担任は初任者であり、対応に戸惑っていたので気がかりポストが加わり、保護者との面談の場を持ち、それ以降保護者との連携を図れるようになった。
10	⑬ 下校後の不適切な遊びについての情報が入り、生徒指導主事が保護者向けのたよりを作成し、注意喚起を行った。
11	⑮ 家の金を持ち出す児童への指導の際に、担任と旧担任及び気がかりポストが過去の記録も参考にしながら対応について話し合った。担任と担当者が保護者面談を行い、家庭での対応について話を協力を得たことで、現在は落ち着いている。

【中学校】

1	② 宿泊学習の承諾書を「欠席」で出したことから、クラスでのトラブルがあるのではないかと考え、情報を収集した結果、からかわれていることが分かり、関係生徒全員に個別指導を行った。状況を保護者に説明し、宿泊学習に参加することができた。
2	③ 孤立傾向にあり不安を感じると勝手な単独行動に出たり、妄想を訴える1年女子に対して、気がかりポストが担任を兼ねていたことから保護者に連絡をしたところ、母親も子どもの学校生活に不安を感じていたことが分かった。SCや担任と保護者の懇談を通して、親子関係についてアドバイスした結果、女子生徒の学校生活が安定してきた。
3	④ 生徒から相談があったことを保護者に分かりやすく伝え、具体的な対応の仕方について共通理解を図り、丁寧に対応したため、生徒、保護者ともに落ち着きを取り戻し、解決することができた。
4	⑤ 卒業生による在校生への迷惑行為の強要があるという情報が入り、担当者で打合せた上で保護者同士で連絡を取り合い、事実確認や防止策について話あってもらった。(再掲)
5	⑥ 不登校生徒の保護者との面談を定期的に行い、学校や家庭での様子について互いに情報交換を行いながら支援のあり方について共通理解を図っており、その結果、生徒が相談室登校できうようになった。

別紙3 『気がかりポスト』または担当者の対応について 5-(9)』

5-(9) ・「気がかりポスト」または担当者が実際に保護者に対応した事案のうち、問題の未然防止あるいは問題の解決につながった代表的な事例

【小学校】

- | | |
|---|--|
| 1 | ④ 公園での児童の遊び方が近所迷惑になっているという情報が気がかりポストに入った。児童から事情を聞いているうちに、高校を卒業した少年が行動を共にしていることが分かり、関係児童を呼んで、遊び方等について指導した。その後、教員が定期定期に校外を巡回したり、近所の方に近況を尋ねたりしている。少年との関係が深くなる前に手だてを講じることができた。 |
| 2 | ⑦ 両親の離婚によって心理的に不安定になっている児童やその保護者の相談をSSWが行っている。 |
| 3 | ⑪ 足に障害のあり5年児童は、毎日母親に送迎をしてもらっている。体調を見ながら短い時間でもよいので登校することを促しているが、登校する日が減ってきている。本人の体調だけでなく、母親の都合で登校を制限されることある。そこで、気がかりポストが、母親に対し市の障害福祉課への相談を勧め、相談支援事業所と今後について話をすることができた。 |
| 4 | ⑮ 熱性けいれんを起こした時に、すぐに座薬の挿入が必要であるが、挿入は医療行為のため教職員は行えない。保護者と連絡がつかない場合、学校医の協力を得て緊急対応をお願いすることになった。 |

【中学校】

- | | |
|---|--|
| 1 | ⑥ 適応指導教室、不登校生徒支援施設(ほっとスマイル)との連携を図っている。生徒の様子について情報を交換し、学校からのアプローチのタイミングをはかるなど継続して支援を行った結果、学校行事や定期考査には登校できるようになった。 |
|---|--|

平成29年8月16日

第38回 北信越中学校総合競技大会結果報告

射水市教育委員会

競技・種目	選手氏名・学校名・学年	北信越大会の成績	全中大会の成績
陸上競技	共通男子四種競技	杉森 建介 小杉中 3年	13位
	共通男子砲丸投げ	土田 真成 小杉中 3年	15位
	共通男子走高跳	加藤 康大 大門中 3年	8位
	共通男子4×100R	松井 紳 大門中 3年	予選敗退
		水口 恭佑 大門中 3年	
		矢田 光 大門中 3年	
		高島 輝 大門中 2年	
2年男子100m	山本 裕貴 大門中 3年	2位	
	泉 知成 大門中 2年		
3年女子100m	高島 輝 大門中 2年	2位	
共通女子4×100mR	室 路菜 大門中 3年	予選敗退	
	堀井 小葵 大門中 3年		
	山元くるみ 大門中 3年		
	林 瑞月 大門中 2年		
	藤井 雛乃 大門中 2年		
水泳	日合 花帆 大門中 2年		
男子100mバタフライ	石橋 拓弥 小杉中 3年	2位	
	50m自由形	4位	
バスケットボール	女子	今村 ひな乃 小杉中 3年	1回戦敗退
	笹山 未夢 小杉中 3年		
	土合 百華 小杉中 3年		
	高橋 日向 小杉中 3年		
	竹田 夢歩 小杉中 3年		
	比嘉 聖羅 小杉中 2年		
	小西 二葉 小杉中 2年		
	宮脇 柚月 小杉中 2年		
	山本 吏紗 小杉中 2年		
	浦野 春陽 小杉中 2年		
	小川 夏実 小杉中 2年		
	熊西 可帆 小杉中 2年		
	濱谷 月來 小杉中 1年		
	稲田 桜 小杉中 1年		
	奥村 星名 小杉中 1年		
軟式野球	山崎 優真 大門中 3年	ベスト8 1回戦 4:1 犀陵中(長野) 準々決勝 0:4 上山中(新潟)	
	島田 圭祐 大門中 3年		
	四十住 銀丸 大門中 3年		
	大木 祐二 大門中 3年		
	橋口 魁人 大門中 3年		
	三橋 龍生 大門中 3年		
	大井 星久翔 大門中 3年		
	前馬 圭汰 大門中 3年		
	岩井 翔輝 大門中 3年		
	長谷 文太 大門中 3年		
	焼田 康平 大門中 3年		
	吉田 隼人 大門中 3年		
	鎧塚 盛風 大門中 3年		
	田 和宏 大門中 3年		
	毛利 凌馬 大門中 3年		
	山崎 敦喜 大門中 3年		
	氏島 弘賀 大門中 2年		
	高橋 大翔 大門中 2年		

新体操	男子	高原 光希 佐伯 魁星 田中 拓斗 宮袋 礼央 竹澤 蓮	新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 1年	2位	
	女子	荒木 琴都 荒木 遥月 門 紗也華 小杉 愛華 魚谷 萌華 砺波 歩花 山崎 萌華 旭 果咲音 高木 理子	新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 2年 新漢南部中 2年 新漢南部中 3年 新漢南部中 3年 新漢南部中 2年 新漢南部中 2年	5位	
バレーボール	男子	中島 大輔 長原 学澄 富岡 春気 棚元 健生 島倉 慎治 海老江 皆斗 古野 碧悠 金森 成生 密 大輝 密 悠希 上 泰智 堺 葵翼	大門中 3年 大門中 3年 大門中 3年 大門中 3年 大門中 3年 大門中 3年 大門中 3年 大門中 2年 大門中 2年 大門中 2年 大門中 2年	ベスト8 1回戦 2:0 北鳴中(石川) 準々決勝 0:2 中之口中(新潟)	
ソフトテニス	男子個人	山西 全宇 鳥井 亮貴	小杉中 3年 小杉中 2年	1回戦敗退	
	女子個人	小杉 菜月 青江 美南	小杉中 2年 小杉中 2年	1回戦敗退	
	女子個人	山上 璃子 吉川 亜咲実	小杉南中 1年 小杉南中 1年	3回戦敗退 5位	
柔道	男子団体	鈴木 将太 廣井 柗也 小井 八尋 前川 洋輔 湯川 魁 駒沢 磨乙 堀川 航	小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 2年 小杉中 1年	1回戦敗退	
	男子個人60kg級	鈴木 将太	小杉中 3年	2位	
	男子個人73kg級	廣井 柗也	小杉中 3年	1位	
	男子個人90kg級	前川 洋輔	小杉中 3年	5位	
	男子個人90kg超級	湯川 魁	小杉中 3年	1位	
	男子個人73kg級	栗原 優紀	新漢中 3年	1回戦敗退	
	女子団体	黒田 頼那 西野 麗楽 山田千里歌 千田 理名	小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 3年	3位	
	女子個人48kg級	黒田 頼那	小杉中 3年	5位	
	女子個人52kg級	西野 麗楽	小杉中 3年	5位	
	女子個人63kg級	山田千里歌	小杉中 3年	3位	
女子個人70kg級	千田 理名	小杉中 3年	3位		
女子個人44kg級	谷井 瑚葉	小杉南中 3年	1回戦敗退		
剣道	女子団体	二俣 恵里香 田中 さりな 土井 香花 安達 智香 高堂 好花 西川 紗矢 酒井 志帆	小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 3年 小杉中 2年 小杉中 2年 小杉中 2年 小杉中 2年	1回戦敗退	
	女子個人	杉岡 春奈	大門中 3年	2回戦敗退	
	女子団体	杉岡 春奈	大門中 3年	予選リーグ4位 (予選敗退)	
		村田 愛未	大門中 3年		
		東井 優香	大門中 3年		
		村井 晶	大門中 2年		
		小山内 菜々美	大門中 2年		
		片山 莉瑚	大門中 2年		
		杉岡 祐奈	大門中 1年		

相撲	団体	二股 勇太 柴田 桜佑	小杉中 小杉中	3年 2年	決勝トーナメント進出
	団体	安田 紘人 長田 琉暉 高橋 駿弥	大門中 大門中 大門中	2年 2年 2年	予選リーグ3位 (予選敗退)
	個人中量級	二股 勇太	小杉中	3年	1回戦敗退
	個人軽量級	柴田 桜佑	小杉中	2年	5位
	個人中量級	安田 紘人	大門中	2年	2回戦敗退
個人軽量級	長田 琉暉	大門中	2年	2回戦敗退	
個人中量級	高橋 駿弥	大門中	2年	1回戦敗退	

全国中学校ヨット選手権大会結果報告

競技・種目	選手氏名・学校名・学年	成績
学校対抗 団体戦	射北中学校	1位
シーホッパー級SR男子	明野 一瑛 射北中 3年	3位
シーホッパー級SR男子	林 泰史 射北中 3年	5位
シーホッパー級SR女子	有澤可絵良 射北中 3年	2位
ミニホッパー級男子	林 勇志 射北中 3年	3位
ミニホッパー級男子	中村 真 射北中 3年	4位
ミニホッパー級女子	山下梨々花 射北中 3年	2位
ミニホッパー級女子	牧田 瑚夏 射北中 3年	4位
OP級女子	栗原こまき 射北中 2年	2位
OP級女子	京谷 雅 射北中 3年	3位
OP級女子	高木 智央 射北中 3年	4位

吹奏楽部大会結果報告

○第58回 北陸吹奏楽コンクール

中学校B部門

新湊中学校 金賞・代表
小杉中学校 金賞・代表
新湊南部中学校 銀賞

中学校A部門

大門中学校 金賞

○第60回 中部日本奏楽コンクール富山県大会

中学校大編成の部

大門中学校 金賞

中学校小編成の部

射北中学校 金賞・代表
小杉中学校 金賞
新湊南部中学校 金賞
小杉南中学校 金賞

平成 29 年 9 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金		市内幼稚園・小中学校	第2学期始業式	学校教育課	
2	土	10:00	本庁舎会議室302	第2回射水市家庭教育支援講座	生涯学習・スポーツ課	
3	日		市内中学校	中学校運動会(新湊、新湊南部)	学校教育課	
4	月	14:00	下村加茂神社	稚児舞	生涯学習・スポーツ課	教育長
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土		市内中学校	中学校運動会(射北、小杉、小杉南、大門)	学校教育課	
10	日	11:00	アルビス小杉総合体育センター	ハンドボール日本リーグ(女子)公式戦 11:00～ 大阪ラビッツ VS 三重バイオレットアイリス 14:00～ アランマーレ VS 広島メイプルレッズ	生涯学習・スポーツ課	
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土		アルビス小杉総合体育センター小アリーナ	射水市科学展覧会 ～17日	教育センター	○
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金	13:00	富山国際会議場大手町フォーラム	平成29年度市町村教育委員研究協議会	学校教育課	教育委員出席
30	土					

展示等

自	至	展示名	自	至	場所	展示名
6/30	9/10	新湊博物館 贈りもの				
9/15	11/26	新湊博物館 射水百景				

平成 29 年 10 月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	日		右記小学校	学習発表会(太閤山、中太閤山小学校)	学校教育課	
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月		右記小学校	学習発表会(下村小学校)	学校教育課	
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土		右記小学校	学習発表会(大島小学校)	学校教育課	
15	日		右記小学校	学習発表会(放生津、新湊、作道、片口、堀岡、東明、塚原、大門小学校)	学校教育課	
		9:30	新湊博物館	呈茶会	新湊博物館	
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日		右記小・中学校	学習発表会(小杉、金山小学校、大門中学校)	学校教育課	
			右記中学校	文化活動発表会(新湊南部、射北中学校)	学校教育課	
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
28	土		右記中学校	学習発表会(新湊中学校)	学校教育課	
			右記中学校	文化活動発表会(小杉、小杉南中学校)	学校教育課	
29	日		高岡市～射水市～富山市間	富山マラソン2017	生涯学習・スポーツ課	
			東京都内	いみず鳳雛きらめき塾	学校教育課	
30	月		東京都内	いみず鳳雛きらめき塾	学校教育課	
31	火					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
9/15	11/26	新湊博物館	射水百景				